

第1章 総則

第1条（定義）

・本会則は、SIXPAD STATION（以下「施設」という）が提供するサービスおよびその利用者に適用されるものとします。

第2条（目的）

・会員が安心して※EMSを使用し、健やかに生活できるようにサポートすることを目的とします。
※EMS(Electrical Muscle Stimulation=筋電気刺激)とは、電気刺激によって筋肉に直接信号を送り、筋肉を動かすことです。

第3条（運営・管理）

・施設は、株式会社MTG（以下「当社」という）が運営・管理を行います。

第2章 会員

第4条（会員制）

1.施設は会員制とし、会員とは本会則第7条に定める会員資格を満たし、入会の手続きを完了することで、施設の利用に関する契約を当社と締結している個人を指します。

2.会員の契約期間は、第12条の会員資格の喪失までとします。

第5条（会員の権利および義務）

1.会員は、施設が提供するサービスを利用することができます。

2.会員は、会員資格を維持するために本会則および施設の定める規約（以下「本会則等」という）を遵守し、サービス利用にあたり、当社、施設の指示に従うものとします。

第6条（会員の種別）

・会員の種別、利用内容については別に定めるものとします。また、当社は新規会員種別の設定及び会員種別の変更、廃止を行うことができるものとします。

第7条（会員資格）

・会員は、本会則等の遵守を同意した方で、かつ施設が入会を承諾した方とします。但し、次の各号に該当する方は会員資格がありません。

(1)暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物による障害を有する方

(2)満18歳未満の方

(3)施設の定める健康状態チェックの申告内容により、施設の利用が困難と判断する方

(4)その他、施設が会員として相応しくないと判断する方

・また、次の各号に該当する方は入会をお断りする場合があります。

(1)刺青、タトゥーのある方

(2)身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方

第8条（会員資格の譲渡）

- ・会員資格は、本人限りとし、譲渡又は相続はできないものとします。

第9条（未成年者）

- ・未成年者が入会を含む施設の利用を希望する場合には、親権者の同意書を持参し、当社より親権者へ同意の事実を確認したうえで、申込を行うものとします。

第3章 入退会

第10条（入会手続き）

- ・入会を希望する方は、申込みににおける所定の必要事項を虚偽なく申請し、本会則等に同意し署名の上、申込みを行うものとします。施設の承諾後、入会金、諸会費を納入するものとします。

第11条（個人情報保護）

- ・当社は、当社で取扱う会員の個人情報を別途定める「個人情報の取扱いについて」に従って管理するものとし、会員はこれに同意します。

第12条（会員資格の喪失）

- ・会員は、次の各号の場合、会員資格を喪失します。

- (1)退会の手続きを完了したとき
- (2)第14条により除籍とされたとき
- (3)会員本人が死亡したとき
- (4)第26条により本施設の全部を閉鎖したとき

第13条（退会）

- 1.会員が自己の都合により退会する場合は、退会希望月の前月の15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、当月末で退会することができます。（例：3月末退会を希望する場合は2月15日まで）なお、登録店舗のみでのお手続きとなります。
- 2.退会の手続きがない場合は、施設の利用がなくても、引き続き月会費及び諸費用が発生します。

第14条（除籍）

- ・当社は、会員が次の各号に該当する場合に除籍とすることができます。

- (1)本会則等に違反したとき
- (2)当社および本施設の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき
- (3)故意又は重大な過失により、本施設、設備などを破壊したとき
- (4)諸会費を滞納し、請求があっても納入しなかったとき
- (5)入会、その他届出に際して虚偽の申告をしたとき
- (6)他の方やスタッフに対し迷惑となる行為をするなど、施設の運営に支障をきたしたとき
- (7)第29条の禁止事項に違反したとき
- (8)法令に違反したとき
- (9)その他施設が会員として相応しくないと認められたとき

第15条（休会及び復会）

1.会員が自己都合により休会する場合は、休会希望月の前月の15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から月単位で休会することができます。（例：3月から休会を希望する場合は2月15日まで）

なお、登録店舗のみでのお手続きとなります。

2.休会期間中であっても本会則等は適用され、会員は施設が別に定める休会費を支払うこととします。

3.休会期間中であっても復会希望月の前月の15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から復会できます。（例：3月から復会を希望する場合は2月15日まで）

4.休会期間は1回の申し込み毎に最長12か月とします。休会期間を延長する時は、休会終了月の15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに再度休会手続きをするものとします。（例：3月から休会延長を希望する場合は2月15日まで）

5.前項の届出が無い場合には、休会期間満了の翌日から復会したものとし、月会費の請求が行われます。

6.休会中はトレーニング及びZENルームはご利用いただけません。

第16条（会員種別変更）

・会員が会員種別の変更をする場合には、種別変更月の前月15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から会員種別を変更することができます。なお、登録店舗のみでのお手続きとなります。（例：3月から会員種別変更を希望する場合は2月15日まで）

第4章 諸会費等

第17条（入会金）

・入会金は入会申込日にお支払いいただきます。なお、一旦納付された入会金は理由の如何を問わず返還いたしません。

第18条（諸会費）

1.月会費、休会費は施設が別に定めた金額とします。

2.月会費、休会費は翌月分を毎月末日に請求をいたします。ただし、ご利用のクレジットカード会社により引き落とし日は異なります。また、入会日が属する月は2か月分の月会費をお支払いいただきます。

3.前項の事由により、利用の有無に関わらず諸会費の支払い拒否はできないものとします。

4.会員は退会が完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には全て完納するものとします。

第19条（その他諸費用）

・物販購入などの他諸費用は施設が別に定めた金額を支払うものとします。なお一旦納付されたそ

の他諸費用は理由の如何を問わず返還いたしません。

第 20 条（報告義務）

・会員は、在籍中に本会則等を遵守できない状態になった場合や、住所、氏名、電話番号、届出クレジットカード等の会員情報に変更があった場合、その旨を速やかに報告しなければなりません。また、その事由を隠匿、もしくはスタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

第 5 章 施設利用

第 21 条（営業時間）

・営業時間は、施設が別に定めるものとします。

第 22 条（休業日・短縮営業日）

・原則として、施設が指定した日を休業日、短縮営業日とします。

第 23 条（予約）

1. トレーニングの予約は、トレーニング開始の 1 時間前まで可能です。

2. ZEN ルームの利用予約は入会后 2 回目以降のトレーニング利用時とし、利用開始の 1 時間前まで可能です。

3. 1 日に 2 回以上のトレーニングの予約はできません。

第 24 条（キャンセル）

1. トレーニングのキャンセルは開始 1 時間前までとします。以降のキャンセル、またはご来店が無い場合は、ご利用回数を 1 回分消費させていただきます。

2. ZEN ルームのキャンセルは開始 1 時間前までとします。以降のキャンセル、またはご来店が無い場合は、利用料を全額お支払いいただきます。

第 25 条（施設の利用制限）

・施設は、次の理由により臨時休業、施設の全部又は一部の利用を制限、若しくは停止することがあります。この場合の諸会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。

(1) 施設点検整備や改造又は修繕を行う場合

(2) 天災地変、著しい社会情勢の変化及びその他やむを得ない事由が発生した場合

(3) イベント等、施設の運営に必要とした場合

(4) 安全を維持できない等、施設の運営が困難と判断した場合

第 26 条（施設の閉鎖）

・当社は、次の各号に該当するときは施設の閉鎖又は一部閉鎖をすることがあります。

(1) 天災地変その他外的理由による被害が大きく開場が不可能になったとき

(2) 著しい社会情勢の変化、その他の事由が発生したとき

(3) 経営上必要があると認められたとき

第 27 条（盗難・紛失）

・会員が施設の利用に際して生じた私物等の盗難、紛失につきましては、当社または施設に故意または過失がない限り、当社および施設は一切損害賠償の責を負いません。

第 28 条（持込物に関する責任）

・施設は、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとし、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損については、例え施設が拾得、保管をした遺失物であったとしても賠償する責任を負いません。

第 29 条（禁止事項）

会員が施設内において次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1)許可無く施設の撮影や、録音をすること
- (2)許可無く物品の売買や営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと
- (3)他の方やスタッフを直接または間接的に誹謗中傷すること
- (4)他の方やスタッフに対しての暴力行為、迷惑行為や威嚇行為
- (5)他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (6)他の方やスタッフを待ちぶせしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
- (7)正当な理由のない面談、電話等、スタッフの業務妨げになる行為
- (8)他の方の利用の妨げになる行為
- (9)痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
- (10)施設の設定・器具・備品の損壊や落書き、造作、備品の持ち出しをすること
- (11)動物を館内に持ち込むこと
- (12)刃物、爆発物等の危険物を館内に持ち込むこと
- (13)館内での喫煙
- (14)その他、施設が会員としてふさわしくないと認める行為

第 30 条（利用禁止）

・会員は、在籍中であっても、本会則等を遵守できない状態になった場合は、施設を利用することができません。

また、その事由を隠匿し、または、スタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

第 6 章 その他

第 31 条（諸会費等の変更）

・当社は、本会則等に基づく諸会費等を会員の承認を得ることなく変更できるものとします。

第 32 条（会員の損害賠償責任）

・会員は、施設において、暴力行為、窃盗、迷惑行為などの自己の責に帰すべき事由により当社、施設又は第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。

第 33 条（免責事項）

- ・施設での怪我及び疾病、窃盗、会員同士のトラブルなどについて、当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社および施設は一切の責任を負わないものとし、また、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。また、その損害の有無にかかわらず当社および施設は当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切関与しないものとし、当該会員は当社または施設に対相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

第 34 条（閉鎖時の会員資格）

- ・施設閉鎖の場合、全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。この場合の当月会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。

さらに施設閉鎖に関わる特別の補償も行わないことを会員は予め了承するものとします。

第 35 条（通知・告知）

- ・当社または施設から、会員宛てにキャンペーンや諸会費未払い等の通知を発信する場合は、会員から提出された最新情報をもとに発信するものとし、その効力は当該会員情報に記載された住所への到達をもって発生するものとします。但し、発信された時点において当該会員情報が正しいものでなかった場合、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。また、そのことで生ずる会員または第三者の損害について、当社および施設は当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責を一切負わないものとします。但しやむを得ない場合においては通知を省略することができるものとします。

第 36 条（会則の改定）

- ・当社は、本会則等の改定を行うことができます。また、その効力は、全ての会員に適用されます。なお、本会則等の改定を実施するときは、当社は 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第 37 条（告知方法）

- ・本会則等及び施設の諸規則、運営に関する告知は、施設内、もしくはホームページ上に掲示する方法により行うものとします。但しやむを得ない場合においては告知を省略することができるものとします。

第 38 条（会則の発効）

- ・本会則は平成 30 年 5 月 1 日(火)より発効します。